

議案第67号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月25日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

個人の町民税における寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を定めるため提案する。

## 寒川町条例第 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成30年寒川町条例第22号）の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人トムトムの項寒川町町税条例第14条の2第2項の期間の欄中「平成30年1月1日」を「令和5年1月1日」に、「令和4年12月31日」を「令和9年12月31日」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例本則の表特定非営利活動法人トムトムの項の規定は、同項に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例新旧対照表

現行			改正案		
<p>地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び当該特定非営利活動法人に係る寒川町町税条例（昭和60年寒川町条例第16号）第14条の2第2項の期間を次の表のとおり定める。</p>			<p>地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び当該特定非営利活動法人に係る寒川町町税条例（昭和60年寒川町条例第16号）第14条の2第2項の期間を次の表のとおり定める。</p>		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	寒川町町税条例第14条の2第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	寒川町町税条例第14条の2第2項の期間
特定非営利活動法人トムトム	茅ヶ崎市萩園2336番地2	<u>平成30年1月1日から令和4年12月31日まで</u>	特定非営利活動法人トムトム	茅ヶ崎市萩園2336番地2	<u>令和5年1月1日から令和9年12月31日まで</u>
			<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年1月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この条例による改正前の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例本則の表特定非営利活動法人トムトムの項の規定は、同項に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。</u></p>		